

件名 ネブラスカ州における新型コロナウイルスに関連した健康措置命令の発令について

#### ポイント

4月3日（月）、州保健福祉省より健康措置命令が発令され、4月9日（木）に内容が追加されました。追加された内容も9日（木）24時から発効します。居住する郡によって措置の期限等が異なりますので、命令の内容をご確認されることをお薦めいたします。また、この命令に従わない場合は、民事刑事の法的措置がとられる可能性がありますので、くれぐれもご注意ください。

#### 本文

4月3日（月）、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ネブラスカ州居住者に対し、州保健福祉省より健康措置命令が発令され、4月9日（木）に内容が追加されました。元の健康措置命令は4月3日22時から措置されており、9日に追加された分は9日24時からの措置となります。措置内容や居住する郡によって措置の期限が異なりますので、命令の内容をご確認されることをお薦めいたします。また、状況によってはその後も継続する可能性があります。

#### 【命令の概要】

##### 1 11人以上の集まり原則禁止

一部の例外を除き、一部屋又は一か所での11人以上の集まりは禁止されます。また、例外となる場合も適切な防疫措置が求められます。

禁止される集まりの例：教会、ジム、図書館、結婚式、葬儀等

例外とされる集まりの例：空港、駅、医療施設、ショッピングモール、オフィス、工場、スーパー、薬局、ガソリンスタンド等

##### 2 緊急でない外科手術、歯の治療等の原則禁止

緊急でないものの、患者の生命や身体的健康にかかわるものは医師のケースバイケースの判断によります。

##### 3 自主検疫措置

新型コロナウイルスの検査で陽性となった個人または38℃以上の高熱、突然の咳や呼吸困難等の症状を持つ個人等は医療施設で検疫措置を取られていないかぎり、14日以上自主検疫措置を取ることが求められます。また、自主検疫措置中の家族と同居している場合、その家族にも自主検疫が求められ、その期間は細かく規定されています。

- 4 小中学校の休校（当面5月31日までの措置）
- 5 美容室、ネイルサロン、映画館や劇場等の閉鎖（当面4月30日までの措置）（4月9日追加分）
- 6 クラブスポーツ等の組織されたチームスポーツの活動停止（当面5月31日までの措置）（4月9日追加分）

健康措置命令の詳細については、以下を参照願います。

<https://governor.nebraska.gov/press/gov-ricketts-adds-additional-businesses-state%E2%80%99s-directed-health-measure>

<https://www.dropbox.com/s/xh4pyr4w56g3tdh/DHM%204.9.2020.pdf?dl=0>

スーパーや薬局、ガソリンスタンドは通常どおり営業しております。

この命令に従わない場合は、民事刑事の法的措置がとられる可能性がありますので、在留邦人の皆様におかれては、良き市民として今回の命令の遵守に努め、不要不急の外出を避けて、引き続き関連情報の収集に努めて下さい。

なお、一部の郡では地域の保健当局から追加的措置が定められていますので、該当する地域にお住まいの方はご注意ください。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: [ryojil@cg.mofa.go.jp](mailto:ryojil@cg.mofa.go.jp)

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで（事件、事故、その他緊急の用件）は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。